

定期的な水質検査

法律で検査が義務付けられている項目

- ①毎日検査項目（3項目）
- ②水道水質基準項目（51項目）

水質管理上必要と市が判断した項目

- ③定期的に安全性を確認する項目（5項目）
- ④水源に関わる項目（39項目）
- ⑤水質管理目標設定項目（26項目）
- ⑥市の独自項目（17項目）

目的

365日検査し、安全性を確認する。
健康への影響や水利用上問題がないことを確認する。法律で基準値が定められている。

週に1回、安全性を確認する。
②について水源の水質を確認する。
健康への影響や水利用上問題がないことを確認する。目標値が定められている。
水質管理上、市が必要と認めた項目。

項目

色、濁り、消毒の効果
病原生物、重金属、無機物質、有機物質、発泡、味覚、臭いなど
病原生物、PH、色、濁り
②と同様
農薬、重金属、味覚、消毒副生成物など
ダイオキシン、微生物、窒素、リンなど